

～消費者注意情報～

簡単に稼げる？悪質な「オンラインサロン」による消費者被害が増えています

(令和3年11月11日)

相談事例1

SNSに出てきた「5万円を数百万円に増やす」という広告に魅かれ、そのWEBサイトにアクセスし、無料のオンラインセミナーに参加することにした。セミナーでは主催するオンラインサロンに80万円払って入会すれば、FX取引とバイナリーオプション取引のノウハウを教えてもらえ、短期間で数百万円が儲かると言われた。入学金が高額だと断ったが、すぐに儲けが出るうえ、ノウハウを学ぶことでIT専門家として活動することもできる、条件を満たせば国から100万円以上の補助金がもらえるから損はしない、などとさらに勧められ、契約してしまった。教えられたとおり取引をしてみたが、儲からない。解約したい。(40歳代、女性)

相談事例2

SNSで知り合った人から、「投資やオンラインバカラ等、色々な方法によって儲ける方法を教えてくれるオンラインサロンがあるから紹介する」と勧誘を受けた。勧誘の際に、「入会金は3万円で月額2万5千円かかるが、儲かる方法を教えてもらえ、入会后3人誘えば紹介料として毎月5万円入るようになるので損はない」と言われ、クレジットカードで手続きして入会した。サロンに参加したものの、投資等に関する内容が薄く、全く儲からないと感じたため、半月で解約を申し出たが、翌月もカードから月会費が引き落とされていた。返金を求めたいが、どうしたらよいか。(30歳代、男性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 「オンラインサロン」を悪用した消費者被害が増えています。

「オンラインサロン」とは、「ウェブ上に展開される会員制（クローズド）のコミュニティサービス」と言われ、共通の趣味や特定の目的を持つ者同士が、ネット上で交流できるものです。この活動が広まったきっかけは、著名人が主催者となって会員と情報交換やイベントを開催するファンクラブ的な活動のようですが、今ではビジネス的な活用などにも幅広く利用されています。最近では、「会員だけが得られる情報がある」などといったサロンの特徴に目を付けて、悪質な事業者が「会員になればFX投資等で儲ける特別な方法を教える」などとSNSで勧誘するケースが増えています。

★ 「簡単に儲かる」「手軽に稼げる」等の勧誘には注意しましょう。マルチ商法の可能性もあります。

SNSをきっかけに「簡単に儲かる」などと勧誘される手口には、入会金や受講料として数十万円を支払うものや、数万円の月会費を支払う仕組みのものなど様々な形態があります。中には、知り合いを紹介すれば収入が得られると契約後に消費者に勧める、マルチ商法の可能性が高い手口のものもあります。「簡単に儲かる」「すぐに稼げる」などと勧誘されたときは、契約条件、契約内容をよく確認し、すぐに契約をしないようにしましょう。トラブルになったときに備えて、契約に至ったSNSでのやり取りなどは消さずに記録しておきましょう。

★ 困ったときは消費生活センターに相談を！

不本意な契約をしてしまった時や、契約に不安を感じたり、解約時にトラブルになったりした場合には、一人で悩まず最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。